

〔三菱養和スポーツクラブ規約第 16 条について〕

① 除名事項

会員の除名については、スポーツクラブ規約第 16 条に規定してありますが、以下の行為は同条に掲げる事由に該当します。

1. 連続 3 ヶ月、月会費の口座振替が不能のとき、または入会后 3 か月以内に「預金口座振替依頼書」の提出がないとき。
2. 他の利用者や本クラブのスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、掴んだりする等の暴力行為。
3. 大声で怒鳴る、奇声をあげる、他の利用者や本クラブのスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
4. 物を投げる、壊す、叩くなど、他の利用者や本クラブのスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
5. 本クラブの器具・備品等の損壊並びに備品等を持ち出す行為。
6. 他の利用者や本クラブスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかけたり、個人的交友を強要する等の行為。
7. 窃盗、盗撮、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
8. 危険物（武器、刃物、大量の花火などを含む爆発物、有害な薬品など）及び不衛生な物（異臭を放つ物など）を館内に持ち込む行為。
9. 落書き、指定場所以外での排泄等により本クラブの施設や備品等を汚損する行為。

② 禁止事項

以下の行為も、その程度によってはスポーツクラブ規約第 16 条（除名規程）に掲げる事由に該当する場合があります。

1. 他の利用者や本クラブのスタッフを誹謗、中傷する言動。
2. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本クラブのスタッフを拘束する等、業務を妨げる行為。
3. 自らの会員証を他人に貸与し、使用させる行為。また、他の会員の会員証を当該会員の承諾を得たか否かに関わらず使用する行為。
4. 喫煙場所以外の施設敷地内での喫煙（電子タバコ、無煙タバコを含む）
5. 本クラブの許可なく施設内において撮影・録音をする行為。
6. 飲酒をしての施設利用。
7. 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなす行為。
8. 動物を施設内に連れ込む行為（盲導犬・介助犬等本クラブが認めた場合を除く）
9. 物品販売や営業行為、ビラの配布、金銭の貸借、勧誘行為、署名活動、政治活動、宗教活動。
10. 禁止されている場所での携帯電話の使用。

③ お願い（マナーについて）

以下の行為もご遠慮いただきますようお願い致します。なお、状況・程度によっては①②の除名または禁止行為に該当する場合もあり得ますのでご注意ください。

1. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
2. 本クラブの設備、備品や特定のスペースを長時間独占する行為。
3. 本クラブの設備・備品などを本来の目的以外の用途で用いる行為。
4. 本クラブの許可を得ずに、施設を利用して他の会員等に指導する行為。
5. 利用時間、入館時間を守らず入館する行為及び、利用時間、退館時間を守らず滞在する行為。
6. 本クラブの許可を得ずに、本クラブ内で写真または動画を撮影する行為。（館内は原則として撮影禁止です。クラブが許可したイベント等の撮影画像であっても、ご自身以外の方が写った画像をSNS等に投稿することはご遠慮いただいております。）

※本細則は2021年8月1日より施行します。

以上